○真鶴魚座の設置、管理等に関する条例

平成７年３月９日

条例第５号

改正　平成９年３月10日条例第10号

平成25年３月５日条例第19号

令和５年３月１日条例第２号

令和６年３月15日条例第８号

（趣旨）

第１条　この条例は、真鶴魚座の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置及び目的）

第２条　真鶴町の水産業の振興を図るとともに、水産業を核とした地域づくりの拠点として活動させるため、真鶴魚座を次のとおり設置する。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| 真鶴 | 真鶴町真鶴1,947番地の2 |

（指定管理者による管理）

第３条　真鶴魚座の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第４条　指定管理者は、次に掲げる真鶴魚座の管理に関する業務を行う。

(１)　真鶴魚座の運営に関する業務

(２)　施設等の維持管理に関する業務

(３)　前２号に掲げるもののほか、施設の運営に関する業務のうち、町長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

（指定管理者の指定期間）

第５条　指定管理者の指定期間は、原則５年間とする。ただし、町長は必要に応じ指定期間を延長又は短縮することができる。

（指定管理者の募集）

第６条　町長は、指定管理者に真鶴魚座の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとするものを公募するものとする。

(１)　真鶴魚座の施設の概要

(２)　真鶴魚座の業務の範囲

(３)　指定の期間

(４)　申請の方法

(５)　その他町長が指定する事項

（指定管理者の指定の申請）

第７条　指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書を町長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、事業計画書その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（指定管理者の選定方法）

第８条　町長は、前条の規定に基づく申請があったときは、次に掲げる選定基準に照らし総合的に審査し、最も適当であると認める法人等を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(１)　関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。

(２)　真鶴魚座利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(３)　真鶴魚座の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(４)　真鶴魚座の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有していること。

(５)　その他町長が別に定める事項

２　前項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出された前条に規定する申請書及び書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が真鶴魚座の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるときは、現指定管理者を指定管理者として選定することができる。

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

第９条　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第６条の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

(１)　公募に対し応募者がいないとき。

(２)　指定管理者に選定されたものを指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

(３)　指定管理者の指定を受けたものが、協定を締結しないとき。

(４)　その他町長が公募することが適さないと認められるとき。

２　前項の規定により選定された指定管理者の候補者は、町長に第７条に規定する申請書等を提出しなければならない。

３　町長は、前２項の規定により指定管理者を選定しようとするときは、前条第１項に規定する選定の基準によるものとする。

（指定管理者の指定）

第10条　町長は、前２条により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の２第６項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

（指定管理者の指定の告示）

第11条　町長は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

２　指定管理者は、その名称又は事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の２週間前までに、その旨を町長に届け出なければならない。

３　町長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

（協定の締結）

第12条　指定管理者の指定を受けたものは、町長と真鶴魚座の管理に関する協定書を締結しなければならない。

２　前項の規定により協定で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(１)　指定期間に関する事項

(２)　事業計画に関する事項

(３)　利用料金に関する事項

(４)　事業報告及び業務報告に関する事項

(５)　町が支払うべき費用に関する事項

(６)　指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(７)　管理業務を行うにあたって保有する個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。第18条第１項において同じ。）の保護に関する事項

(８)　前各号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

（業務報告の聴取等）

第13条　町長は、真鶴魚座の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定管理者の指定の取消し等）

第14条　町長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

２　前項の規定により、指定を取り消し又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わない。

３　第11条第１項の規定は、指定の取消し又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止について準用する。

（事業報告書の作成及び提出）

第15条　指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条の規定により指定を取り消されたときは、その処分の日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を作成し提出しなければならない。

(１)　管理業務の実施状況

(２)　利用状況及び利用に係る料金収入の実績

(３)　管理に係る経費の収支状況

(４)　その他町長が別に定める事項

（利用料金制）

第16条　第３条の規定により、真鶴魚座の管理を指定管理者に行わせる場合は、真鶴魚座を利用した者は、その利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

２　町長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させる。

（損害賠償義務）

第17条　指定管理者又は真鶴魚座を利用する者は、自己の責めに帰すべき事情により真鶴魚座の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、町長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（個人情報の取扱い）

第18条　指定管理者は、真鶴魚座を管理するにあたって知り得た個人情報を取り扱う場合において、個人情報の保護に関する法律第66条第２項の規定により準用する同条第１項の規定により、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるとともに、保有個人情報の適切な管理のため、第12条に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

２　指定管理者及びその管理する真鶴魚座の業務に従事している者は、前項の規定により講ぜられる安全管理措置等を確実に実施するとともに、真鶴魚座を管理するにあたって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の期間が満了し、若しくは取り消され、又は真鶴魚座の業務を退いた後においても、同様とする。

（使用の許可）

第19条　真鶴魚座（以下「魚座」という。）の施設のうち、次の施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(１)　水産物荷さばき施設

(２)　仲買人控室

２　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の許可を与えないことができる。

(１)　魚座の施設を損傷する恐れがあると認められるとき。

(２)　公益を害する恐れがあると認められるとき。

(３)　その他使用させることが魚座の管理上支障があると認められるとき。

（行為の制限）

第20条　魚座においては、何人も次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(１)　魚座の施設を損傷し、又は損傷する恐れのある行為をすること。

(２)　じんあい、汚物その他衛生上有害と認められる物を投棄し、又は放置すること。

(３)　施設の機能を妨げる行為をすること。

（使用の期間）

第21条　第19条第１項の規定する施設の使用の期間は、１年以内とする。

（使用料の徴収）

第22条　第19条第１項の規定により使用の許可を受けた者は、別表に定めるところにより算定した額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条第１号の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率に１を加えた率を乗じて得た額の使用料を納付しなければならない。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（使用料の減免）

第23条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(１)　国又は地方公共団体が公務で使用するとき。

(２)　その他町長が特別の理由があると認めたとき。

（使用料の返還）

第24条　既納の使用料は、返還しない。ただし、町長が天災その他の事由により使用することができないと認めるときは、この全部又は一部を返還することができる。

（委任）

第25条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成７年４月１日から施行する。ただし、第３条第１項第３号に規定する会議室その他の２階施設に係る部分については、平成７年７月１日から施行する。

附　則（平成９年３月10日条例第10号）

（施行期日）

１　この条例は、平成９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の条例第６条の規定は、同日以後に許可された施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可された施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成25年３月５日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月１日条例第２号）抄

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月15日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第22条関係）

施設使用料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設名 | 期間 | 使用料 |
| 水産物荷さばき施設 | 1年間 | 1,100,000円 |
| 仲買人控室 | 1年間 | 240,000円 |